

山口県報

平成 21 年
8 月 7 日
(金曜日)

目 次

告示	解除予定保安林(萩市)(森林整備課).....	一
公告	被災者生活再建支援法の政令で定める自然災害(厚政課).....	一
	大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....	一
	土地改良区清算人の届出(農村整備課).....	一
	県営豊閑地区広域営農団地農道整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....	二
	選管告示	二
	不在者投票のできる身体障害者支援施設の指定に関する告示の一部改正	二
	公安委規則	二
	山口県道路交通規則の一部を改正する規則.....	二
	公安委規程	七
	山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程.....	七
	公安委公告	七
	一般競争入札の実施.....	七
山口県告示第三百二十号		
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。		



平成二十一年八月七日

山口県知事 二井 関成

一 解除予定保安林の所在場所

萩市大字佐々並字新茶屋一三八の五九、一三八の六〇、一三八の六九、一三八の七四から一三八の七八まで、一三八の八二、一三八の八四、字焼ヶ谷二二六一の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため



(二四九) 被災者生活再建支援法の政令で定める自然災害

平成二十一年七月二十一日の大雨により発生した次の区域に係る災害は、被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)第二条第二号の政令で定める自然災害に該当します。

平成二十一年八月七日

山口県知事 二井 関成

防府市の区域

(二五〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十一年三月十三日山口県公告(八四)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年八月七日から同年九月七日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市産業観光部産業政策課及び周南市新南陽総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年八月七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

一

名称 ホームセンタージュンテンドー周南店
所在地 周南市道源町八番一〇号
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(二五二) 土地改良区の清算人の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり清算人の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十一年八月七日

山口県知事 二井 関 成

就任した清算人

土地改良区の名称 氏 名 住 所

大津郡三隅町三隅土地改良区	田中 芳人	長門市三隅上四六四七
"	蔵本 和夫	" 三〇九九
"	堀 祐治	三隅下一四
"	松野 修治	" 一九九三の二
"	熊野 勇	三隅中一二四四
"	藤田 孝雄	三隅下二九五五
"	森清 和夫	三隅上三八三九
"	的場 一義	三隅下九五五
"	竹林 秀男	三隅中五八三

(二五二) 県営豊閑地区広域営農団地農道整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営豊閑地区広域営農団地農道整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年八月七日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営豊閑地区広域営農団地農道整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年八月十日から同月三十一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



山口県選挙管理委員会告示第六十七号

不在者投票のできる身体障害者支援施設の指定に関する告示(平成十九年山口県選挙管理委員会告示第六号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月七日

山口県選挙管理委員長 上符 正 顕

「身体障害者療護施設高嶺園」を「障害者支援施設高嶺園」に、「身体障害者療護施設緑風園」を「障害者支援施設緑風園」に、「身体障害者療護施設湯免清風園」を「障害者支援施設湯免清風園」に、「身体障害者療護施設鼓澄苑」を「障害者支援施設鼓澄苑」に、「身体障害者療護施設誘楽園」を「障害者支援施設誘楽園」に改める。



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年八月七日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第九号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則(昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「警衛列」の下に「又は警護列」を加え、同項第一号又中

視覚障害	障害の区分	障害の程度
		一級から三級まで及び四級の二

「リ」を「又」に改め、同号中又をルとし、リの次に次のように加える。
 又 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五十五条第一項に規定する緊急通行車両
 第三条第一項第三号二を次のように改める。
 二 交通の取締り、犯罪の捜査、警備活動その他の警察活動に伴い停止を求められている車両
 第三条第一項第三号中ト及びチを削り、へをカとし、同号水中「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に基づき身体障害者手帳の交付を受けている歩行困難な者又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「別記第一号様式の二」を「別記第一号様式の三」に改め、同号中ホをワとし、二の次に次のように加える。
 ホ 前号イからハまで及びホから又までに掲げる車両
 へ 医師又は歯科医師の往診のため使用中の車両（前号ハに掲げるものを除く。）
 で、駐車禁止除外指定車標章（別記第一号様式の二）を掲示しているもの
 ト 執行官が行う裁判官又は裁判所の発する令状の執行のため使用中の車両で、駐車禁止除外指定車標章（別記第一号様式の二）を掲示しているもの
 チ 郵便物の集配又は電報の配達のため使用中の車両で、駐車禁止除外指定車標章（別記第一号様式の二）を掲示しているもの
 リ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）による自動車検査証の車体の形状の欄に「患者輸送車」又は「車いす移動車」と記載されている車両で、駐車禁止除外指定車標章（別記第一号様式の二）を掲示しているもの
 又 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる等級（身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第百十五号）別表第五号に定める障害の等級をいう。）に該当する障害を有する者（以下「重度身体障害者」という。）又は同表の上欄に掲げる障害を二以上有し、かつ、その総合的な障害の程度が重度身体障害者に準ずる者であつて、歩行困難であると認められるものが現に使用中の車両で、駐車禁止除外指定車標章（別記第一号様式の三。他の都道府県公安委員会の交付に係る同一様式のものを含む。）を掲示しているもの

聴覚障害	平衡機能障害		二級及び三級
	三級		
肢体	下肢	一級から四級まで	
	上肢	一級並びに二級の二及び一	
不	体幹	一級から三級まで	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	一級及び二級（二級にあつては一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	
自	移動機能	一級から四級まで	
由	上肢機能	一級及び三級	
心臓機能障害		一級及び三級	
じん臓機能障害		一級及び三級	
呼吸器機能障害		一級及び三級	
ぼうこう又は直腸の機能障害		一級及び三級	
小腸機能障害		一級及び三級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		一級から三級まで	

ル 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に定める一級の障害を有するものが現に使用中の車両で、駐車禁止除外指定車標章（別記第一号様式の三。他の都道府県公安委員会の交付に係る同一様式のものを含む。）を掲示しているもの
 ヲ 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）に基づき戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる重度障害の程度（恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表の二に定める重度障害の程度をいう。）に該当する障害を有する者で

あつて、歩行困難であると認められるものが現に使用中の車両で、駐車禁止除外指定車標章(別記第一号様式の三。他の都道府県公安委員会の交付に係る同一様式のものを含む。)を掲示しているもの

障害の区分	重 度 障 害 の 程 度	肢 体			平衡機能障害	聴覚障害	視覚障害
		上肢	下肢	体幹			
視覚障害	特別項症から第四項症まで						
聴覚障害	特別項症から第四項症まで						
平衡機能障害	特別項症から第四項症まで						
肢 体	特別項症から第三項症まで						
	特別項症から第三項症まで						
	特別項症から第四項症まで						
心臓機能障害	特別項症から第三項症まで						
じん臓機能障害	特別項症から第三項症まで						
呼吸器機能障害	特別項症から第三項症まで						
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第三項症まで						
小腸機能障害	特別項症から第三項症まで						

第三条第一項第四号イ中「リ」を「又」に改め、同号ロ中「ハ」を「ニ」に改め、同号ハを削り、同条第二項中「前項第二号又」を「前項第二号ル」に、「同項第三号ホからチまで若しくは同項第四号ハ」を「同項第三号へからカまで」に改め、同条第三項中「ガラス左側」を削り、同項第一号中「第一項第二号又」を「第一項第二号ル」に改め、同項第二号中「第一項第三号ホ又はハ」を「第一項第三号へからカまで」に改め、同項第三号を削る。

2 警察署長は、前項の許可の申請が次の各号のいずれにも(法第四十九条の二第五項の許可の申請にあつては、第一号イを除く。)該当する場合でなければ、同項の許可

をしてはならない。

一 駐車しようとする日時が、次のいずれにも該当するものであること。

イ 当該駐車により交通の危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

ロ 当該駐車に係る用務の目的を達成するため必要な時間を超えて駐車するものではないこと。

二 駐車しようとする場所が、次のいずれにも該当するものであること。

イ 駐車禁止の道路標識等による交通の規制及び時間制限駐車区間の道路標識等による交通の規制のみが実施されている場所であること。

ロ 当該駐車により交通の危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

三 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

イ 車両以外の交通手段では、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

ロ 法第七十七条第一項各号に規定する行為を伴つ用務でないこと。

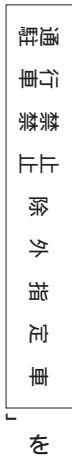
四 駐車しようとする場所について、次に掲げる場所に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分が存在せず、又はこれらの利用が不可能と認められること。

イ 貨物の積卸しのため用務先に近接する場所に駐車する必要がある車両にあつては、用務先に近接する場所

ロ イに掲げる車両以外の車両にあつては、用務先から百メートル以内の場所

第十一条第八号中「(昭和二十六年法律第百八十五号)」を削る。

別記第一号様式の(表)中

「」を

「」を「」に改

め、同様式の(裏)を次のように改める。

(裏)

注 意 事 項

- 1 この標章は、表記の道路の区間を通行する間、車両の前面の見やすい箇所に掲示すること。ただし、二輪の車両にあつては、当該車両の運転者が携帯すること。
- 2 この標章は、表記の使用目的のため表記の道路の区間を通行する場合に限り、有効である。
- 3 表記の道路の区間を通行するときは、特に歩行者に注意して徐行すること。
- 4 現場において警察官等の指示があつた場合は、これに従うこと。
- 5 この標章は、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は表記の使用目的以外に使用しないこと。
- 6 この標章は、この標章の記載事項に変更があつたとき、有効期間を経過したとき又は指定道路を通行する必要がなくなつたときは、速やかに、この標章の交付を受けた警察署長へ返納すること。
- 7 1から5までの注意事項を守らないときは、標章の返納を命ずることがある。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列5とする。
- 2 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要のある場合であつて、記載内容の視認性を損なわないときは、白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。

別記第一号様式の二及び別記第一号様式の三を次のように改める。

別記第二号様式の注4中「第3条第1項第3号ニ又はホ」を「第3条第1項第3号又
から力ホで」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十一年八月十日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の山口県道路交通規則第三条第一項
第二号又の規定による通行禁止除外指定車標章又は同項第三号ホからチまでの規定に
よる駐車禁止除外指定車標章は、改正後の山口県道路交通規則の相当規定による通行
禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章とみなす。

山口県公安委員会規程第三号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を
次のように定める。

平成二十一年八月七日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規
程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程(平成元年山口県公安委
員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の七十九の表第三条第一項第二号又の項中「第3条第1項第2号又」を「第
3条第1項第2号」に改め、同表第三条第一項第三号チの項を次のように改める。

第3条第1項第3号又	総合的な障害の程度が重度身体障害者に準ずる者であ ることの認定
------------	------------------------------------

別表第一の七十九の表第三条第一項第四号ハの項を削る。

別表第二の三十四の表第三条第一項第一号又の項中「第3条第1項第2号又」を「第
3条第1項第2号」に改め、同表第三条第一項第三号チの項を次のように改める。

第3条第1項第3号又	総合的な障害の程度が重度身体障害者に準ずる者であ ることの認定
------------	------------------------------------

附則

この規程は、平成二十一年八月十日から施行する。

公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成
七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十一年八月七日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の借入れ

(一) 物品の名称及び数量

(二) ICカード化運転免許証チエックコード生成装置 一式

(三) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(四) 使用期間

平成二十二年一月一日から平成二十六年十二月三十一日までの間

(五) 使用場所

山口県警察本部警務部情報管理課

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定
する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入
札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配
人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業
務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並
びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五
十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの
契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び借入れの
物品等の種類等に関する告示(平成二十一年山口県告示第五十七号)に基づく資格
審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに
物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県警察本部警務部情報管理課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
(一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
(二) 提出場所
山口県警察本部警務部情報管理課
- (三) 受領期限
平成二十一年九月十六日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十一年九月十七日午前十時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
(一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県警察本部入札室
(二) 日時
平成二十一年九月十七日午前十時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
(一) 入札参加資格のない者がした入札
(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
(一) 契約担当者
山口県知事 二井 関成

- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要
- (四) 契約保証金
免除する。
- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県警察本部警務部情報管理課(電話〇八三一九三三〇一〇内線二四二二)に問い合わせること。
- 十一 Summary
(1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
(2) Nature and quantity of the products to be leased: A set for making check cords on IC driver's licenses
(3) Use term: From January 1, 2010 to December 31, 2014
(4) Use place: Information Management Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
(5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: Information Management Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)
(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., September 16, 2009 (In case of bringing a tender: 10:00 A.M., September 17, 2009)
- 一 入札に付する事項
次に掲げる物品の借入れ
(一) 物品の名称及び数量
ICカード化運転免許証追記端末装置 一式
(二) 物品の特質等
入札説明書及び仕様書による。
(三) 使用期間
平成二十二年一月一日から平成二十六年十二月三十一日までの間
(四) 使用場所

二 山口県総合交通センターほか二十五箇所
入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十一年山口県告示第五十七号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部警務部情報管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部情報管理課

(三) 受領期限

平成二十一年九月十六日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十一年九月十七日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部入札室

(二) 日時

平成二十一年九月十七日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部警務部情報管理課(電話〇八三一九三三〇一〇内線二四二二)に問い合わせる。]

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of recordable IC driver's license terminals

(3) Use term: From January 1, 2010 to December 31, 2014

(4) Use place: Yamaguchi Prefectural General Traffic Center and other 25 places

(5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: Information

Management Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural
Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)
(6) Time-limit for tender : 5 : 15 P.M., September 16, 2009 (In case of bringing a ten-
der : 11 : 00 A.M., September 17, 2009)

平成二十一年八月七日印刷

発行所

山口県知事